

第4章

環境都市づくりを進めるために

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

環境都市づくりを進めるために

第1節 計画の推進体制

本計画を着実に推進するための体制を整えます。

(1) 金沢市環境審議会

本審議会は、環境基本法第44条及び金沢市環境保全条例第21条に基づき、環境の保全に関する必要な審議を行うとともに、本計画に掲げた目標の達成状況や各種施策の進捗状況等について点検・評価を行います。

なお、審議会は、金沢市環境保全条例第24条に基づき、審議会に対して必要な事項を専門的に調査研究するための専門部会を設置することができます。

(2) 市民・事業者・各種団体・大学など

市民・事業者・各種団体・大学などは、本市における環境都市づくりの中心的役割を担うことが期待されます。

それぞれの立場での連携・協働により、より実効性の高い取り組みを主体的に進めます。

(3) 金沢市

本市は、庁内の横断的組織である環境基本計画推進連絡会議及びプロジェクト会議において、計画に基づく諸施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況等について情報の共有化を行います。

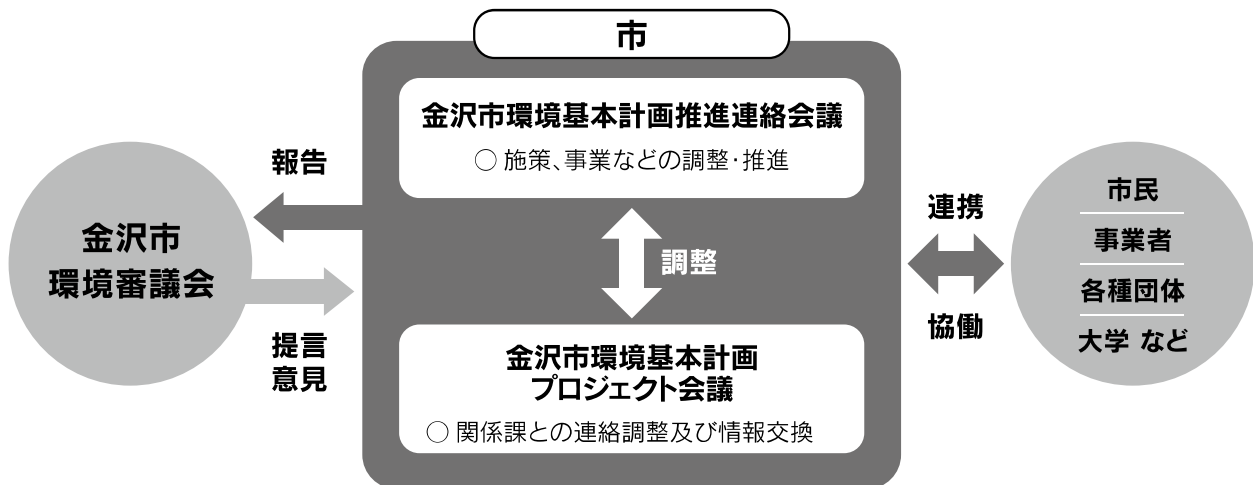


図 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

本計画は、原則1年を基本単位とするP D C Aサイクルに従った進行管理を行います。

(1) かなざわの環境（金沢市環境基本計画年次報告書）

本市の環境の現状や本計画に基づく各種施策等の進捗状況、目標の達成状況を把握し、その結果を「かなざわの環境(金沢市環境基本計画年次報告書)」としてとりまとめ、点検・評価を行います。また、本報告書は金沢市環境審議会をはじめ、市民に公表し、広く意見を求めます。

(2) 施策の見直し

本市は、各方面からの意見や情報等を踏まえ、環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行い、計画の効果的な推進に努めます。

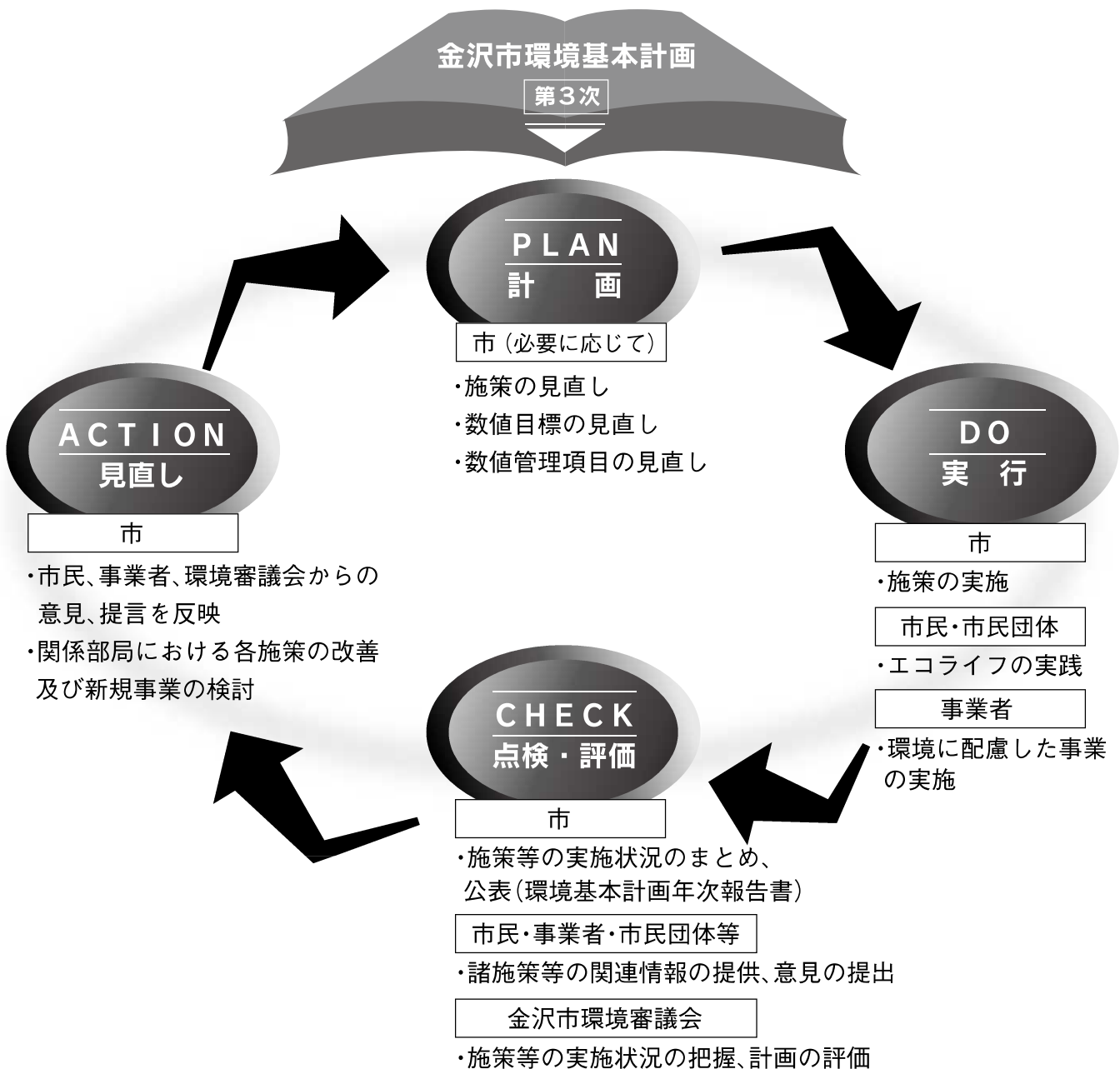


図 計画の進行管理

